

議案第七十号

杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例
杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例（昭和六十三年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区立社会教育センター条例

第一条中「及び社会教育会館（以下「会館」という。）を次のとおり」を「を杉並区梅里一丁目二十二番三十二号に」に改め、同条の表を削る。

第二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を削る。

第五条中「及び会館（以下「センター等」という。）」を削る。

第六条中「センター等」を「センター」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第七条及び第十二条中「センター等」を「センター」に改める。

別表第一中

井草社会教育会館		社会教育センター												
第二集会室	第一集会室	レクリエーションホール	展示室		リハーサル室	視聴覚室	第二和室	第一和室		第七集会室	第六集会室	第五集会室	ホール	
			集会使用	展示使用				舞台を使用しない場合	舞台を使用する場合				平日	土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
七〇〇円	九〇〇円	一、九〇〇円	七、三〇〇円	/	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	三、四〇〇円	一、二、〇〇〇円	/	五、〇〇〇円	六、八〇〇円	三、一〇〇円	一、五〇〇円	二、八〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	八六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円
八〇〇円	一、一〇〇円	二、五〇〇円	九、一〇〇円	/	三、七〇〇円	五、一〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	八六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円
/	/	/	/	一九、〇〇〇円	/	/	/	/	/	/	/	/	一八七、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円

を

展示室	集会使用	展示使用	リハーサル室	視聴覚室	第二和室	第一和室		第七集会室	第六集会室	第五集会室	ホール	
						舞台を使用しない場合	舞台を使用する場合				平日	土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日
	七、三〇〇円		三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
	一一、〇〇〇円		五、〇〇〇円	六、八〇〇円	三、一〇〇円	一、五〇〇円	二、八〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	八六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円
	九、一〇〇円		三、七〇〇円	五、一〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	二、一〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	八六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円
		一九、〇〇〇円									一八七、〇〇〇円	一六二、〇〇〇円

和室	五〇〇円	九〇〇円	七〇〇円	
----	------	------	------	--

に改める。

別表第二中

井草社会 教育会館	社会教育 センター													
	和室	第二集会室	第一集会室	レクリエーションホール	展示室		リハーサル室	視聴覚室	第二和室	第一和室		第七集会室	第六集会室	第五集会室
					集会使用	展示使用				舞台を使用しない場合	舞台を使用する場合			
第六集会室	七〇〇円													
第五集会室	七〇〇円													
		二五〇円	三五〇円	四五〇円	九五〇円	三、六五〇円	一、五〇〇円	二、〇〇〇円	九〇〇円	四五〇円	八〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円
		四五〇円	五〇〇円	七五〇円	一、七〇〇円	六、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、四〇〇円	一、五五〇円	七五〇円	一、四〇〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円
		三五〇円	四〇〇円	五五〇円	一、二五〇円	四、五五〇円	一、八五〇円	二、五五〇円	一、一五〇円	五五〇円	一、〇五〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円
							九、五〇〇円							

を

展示室	集会使用	展示使用	リハーサル室	視聴覚室	第二和室	第一和室		第七集会室
						舞台を使用しない場合	舞台を使用する場合	
	三、六五〇円		一、五〇〇円	二、〇〇〇円	九〇〇円	四五〇円	八〇〇円	七〇〇円
	六、〇〇〇円		二、五〇〇円	三、四〇〇円	一、五五〇円	七五〇円	一、四〇〇円	一、二五〇円
	四、五五〇円		一、八五〇円	二、五五〇円	一、一五〇円	五五〇円	一、〇五〇円	九〇〇円
		九、五〇〇円						

に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(提案理由)

井草社会教育会館を廃止する必要がある。

杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例
 新旧対照表（抄）

新 条 例

杉並区立社会教育センター条例

（設置）

第一条 区内の社会教育活動の拠点として、
 区民の生涯にわたる学習の機会と場を提供
 し、もつて社会教育の充実を図るため、杉
 並区立社会教育センター（以下「センタ
 ー」という。）を杉並区梅里一丁目二十二
 番三十二号に 設置す
 る。

旧 条 例

杉並区立社会教育センター及び社会
 教育会館条例

（設置）

第一条 区内の社会教育活動の拠点として、
 区民の生涯にわたる学習の機会と場を提供
 し、もつて社会教育の充実を図るため、杉
 並区立社会教育センター（以下「センタ
 ー」という。）及び社会教育会館（以下
 「会館」という。）を次のとおり設置す
 る。

名 称	位 置
杉並区立社会教育センター	杉並区梅里一丁目二番三十二号
杉並区立井草社会教育会館	杉並区今川四丁目二番一〇号

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 四略

五略

六略

七略

八略

九略

(使用の承認)

第五条 センター

の施設及び備付器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする

(事業)

第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 四略

五 会館の運営に関すること。

六略

七略

八略

九略

十略

2 会館は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一 会館の利用に関すること。

二 前号のほか、教育委員会が必要と認める事業

(使用の承認)

第五条 センター及び会館(以下「センター

等」という。)の施設及び備付器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする

者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならぬ。

(使用の不承認)

第六条 教育委員会は、センターの使用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。

一 略

二 センターの施設等をき損するおそれがあると認めるとき。

三 略

(使用料等)

第七条 センターの施設及びその使用料は、別表第一のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合におけるセンターの施設及びその使用料は、別表第二のとおりとする。

3 及び 4 略

者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならぬ。

(使用の不承認)

第六条 教育委員会は、センター等の使用について、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を承認しない。

一 略

二 センター等の施設等をき損するおそれがあると認めるとき。

三 略

(使用料等)

第七条 センター等の施設及びその使用料は、別表第一のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合におけるセンター等の施設及びその使用料は、別表第二のとおりとする。

3 及び 4 略

(特別の設備等)

第十二条 使用者が、センターの施設等に、特別の設備をし、又は備付器具以外の器具等を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(特別の設備等)

第十二条 使用者が、センター等の施設等に、特別の設備をし、又は備付器具以外の器具等を使用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。